平成27年3月31日第3回 定例 会

会 議 録

妙見センター大 研 修 室

第1回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成27年3月31日(火)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件	名	
1		会期について		
2	1 7	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について		
3	1 8	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための 意見書(案)について		
4	1 9	農地法第3条許可申請について		
5	2 0	農地法第5許可申請について		
6	2 1	農用地利用集積計画の調整について		
7	2 2	平成 26 年度の目標及びその達成 価(又は案)について	艾に向けた活動の点検・評	
8	2 3	平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(又は 案)について		
9	2 4	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の 必要性について		

3. 会議日程

- Д							
月	日	時	間	内	容		
		午前 9 時 00 分		1. 開 会			
				2. 会議録署名委員の指	名		
				3. 開 議			
				4. 会期について	日程第1号		
3 月	31 日			5. 議案上程	日程第2号~日程第24号		
				6. 提案理由の説明、質	疑		
			7. 討論、表決				
			8. 閉 会				
				9. 全員協議会			

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中原敬彦	公選
運営委員	7番	禰 占 通 男	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑原和英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 6番 神門 達也(公選)

本日の書記は次のとおり

 局長兼農業振興係長
 岩
 廣
 和
 憲

 主幹兼農地係長
 駒
 水
 孝
 広

 農地係書記
 前原光博

議長 平成27年第3回農業委員会を本日招集しましたところ,出席委員12名で定 足数に達しておりますので、只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名します。3番駒水委員、4番板敷委員 にお願いいたします。

日程第1号,会期についてを,議題とします。おはかりいたします。

本委員会の会期は本日1日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に日程第2号,農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを,議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をおねがいします。

事務局 日程第2号議案第17号農地法第18条第6項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は1ページになります。

大字,字,地番,地目,面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 6 号は所有権移転による合意解約で,利用権設定を受けた者〇〇〇〇 さん,利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

全体の解約面積は畑が6筆で5,943㎡でございます。

以上は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第2号,農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての整理番号6号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号,農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号,議案第18号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外の

ための意見書(案)についてご説明申し上げます。

議案書は2ページになります。地図は3ページになります。

申請人○○○会社は、○○○○、○○○会社、○○○○会社で出資し、太陽光発電事業を目的とした会社です。

申請地は枕崎市○○町○○番宅地1903.54 ㎡と○○番宅地8624.66 ㎡で,○○ ○○の東約700m,○○○○○の西側に位置します。

所有者は南九州市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇〇〇です。

今回の申請は、農用地の外周部に位置し太陽光発電売電事業用地として利用します。登記地目は宅地で豚の繁殖センター跡地で平成11年に閉鎖し未利用地となっています。

代替地については可能な土地を得られませんでした。

農用地区域の利用上の支障,集団性の保持,担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域除外についてはやむを得ないものと思われます。 以上でございます。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号 4 号, 禰占委員。

7番(禰占委員)日程第3号,議案第18号についてご報告申し上げます。

農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について報告いたします。

3月24日、○○○○の○○氏、前原さん、駒水さん、中村さんの立会いのもと現地調査をしました。

申請地は〇〇町〇〇番地, 〇〇番地の2筆で, 15,028.2 m²です。

現在の用途区分は農業施設ですが、豚の繁殖施設としての活用は平成11年に閉鎖して、現在休遊地となっています。

現況は東側は山林と $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$, 南側は豚舎、西側は道路と豚舎になっており、 北側も豚舎です。

取り付け道路より 2m ほど低くなってるため、埋め立て飛散物の防止用フェンスを設置、産業廃棄物を排出しないルートベース工法の採用、雨水対策は〇〇〇〇会社の方でするとのことです。以上が確認の報告です。

よろしくご審議下さい。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番(禰占委員)現地を調査して、周囲は養豚と〇〇〇〇に囲まれてるという地形なんですけど、農地に帰すのが適当だろうとは思うんですが、現在状態を見ると 14年間かほったらかしだったっちゅうことですよね。

それでまあ替地もいろいろ探したという南さつま,南九州と私の貰った資料にはでておりましたが,それでこれを除外するとなるとその周りの養豚業者との兼ね合いというか承諾というのはどのようになるんですか。

事務局 当然工事に始まる前には周囲の方々の承諾というのは必要だと思いますので,

許可を得てからの工事になると思います。

7番(禰占委員) たしか今年はこの農用地域の見直しの年かなんかだったですよね,27 年がね。ちがいましたっけ。

そういった場合, まあいえば全部宅地でしょう農用地の中の宅地, 養豚場ひっくるめて。

そうした場合は取り付け道路があるからそこから農用地から全部除外ってい うそういうのは考えられないんですかね。

事務局 ここが一連の養豚団地ということで、農業振興地域の中に、農用地の中に入れないと補助事業とかそういう関係もありまして、団地化されてるところなんですね。

それでここを全部を外すっていうことになると実際農用地として、農用地といいますか、農業として養豚団地としてまだ使ってるところもあるわけですので、地目的には宅地ですけれども、用途としては農業用の施設として使ってるわけなので外すということは無いと考えますけれども。

7番(禰占委員)以前も養豚場の農業地ということでソーラーパネルの事業に

切り替えたところが一箇所ありましたよ、結局は養豚業というのはまあ廃れてしまった場合は全部そういうことになるんじゃないかと私は思ってる。

結局農地に返すことは無くて。将来的なことを見て私は聞いてるんですけど。

- 事務局 この全体を宅地になってるので農用地から外した方がいいっておっしゃって るところですか。
- 7番(禰占委員)実際結局,農用地の中にはソーラー事業というのは合わないわけでしょ、実際。
- 事務局 農用地の中にソーラー事業をしようということで除外の申請が出てるわけですよね。

で、ここが一団の団地となって養豚を営んでるところもあるわけなので、その 太陽光発電をする部分のみ除外の申請が出てるということですよね。

- 11番(俵積田義信委員)同じ区域の〇〇〇〇さんのところももう農振除外になってる んじゃないですか。
- 事務局 これも、昨年の5月に除外申請が出て除外もされてるところです。

現実、太陽光発電はこないだ見たところ、まだ着工はしてない様子でした。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。 日程第3号,農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書 (案)については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御意義なしと認めます。

よって、議案第18号については、申請のとおり承認することに決定いたしま

した。

次に日程第4号,農地法第3条許可申請についてを,議題といたします。 それでは,まず,議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。 整理番号5号

整理番号5号の申請地は、○○町○○番○、畑、839 m²です。

譲渡人は、○○○○さん、農業、89歳、○○町にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、31歳、○○町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号 5 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号5号の申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は、○○公民館から東側 400m の○○畑かん地区内に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして,整理番号6号

整理番号6号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、881 m²です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、82歳、○○町にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、74歳、○○町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号6号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号6号の申請地については8ページに掲載してあります。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして,整理番号7号

整理番号7号の申請地は、○○町○○番、畑、221㎡です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、74歳、○○町にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、84歳、○○町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の弟にあたります。

整理番号7号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号7号の申請地については10ページに掲載してあります。

申請地〇〇町〇〇番は有限会社〇〇より西側約 200mに位置しています。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が 定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上説明を終わります。 議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号5号及び6号を、板敷委員。7号を、畑野委員にお願いします。

4番(板敷委員)整理番号5号について報告します。

3月17日,譲受人の父立会いのもと現地確認を行ないました。

譲受人は両親とともに甘しょを中心に栽培する農業者です。

申請地は○○公民館から約 400mくらい東側の○○畑かん地区内に位置していて、東と南は申請人が耕作し、申請地も平成 16 年ごろから申請人が耕作しているということで、作付け準備中でした。

また、北側は約2mくらい高く山林と畑で、畑はらっきょうとエンドウを栽培中、西側は山林です。

立会人によりますと、今後も今まで同様の営農をするとのことで、問題のない 申請ではないかと思います。

次に、整理番号6号について報告します。

同じく3月17日、申請人立会いのもと現地確認を行ないました。

申請人は○○集落の茶の認定農業者です。

申請地は〇〇公園南側道路の南に位置し, 道路より 1mくらい低くなっています。

西側, 南側も山林となっていて, 東側は公園です。

申請地は譲渡人により耕作できる状態に管理されていました。

申請人は申請地南側山林を挟んで茶畑を所有しており,西側と南側の山林を所有できれば一帯を茶畑として利用したいと言っていました。

周囲に農地も無いことなどから、問題のない申請ではないかと思います。 以上報告を終わります。

13番(畑野委員)整理番号7号について報告をいたします。

3月19日に譲受人○○○○さん立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は○○町にお住まいの農業者でございます。

譲渡人は譲受人の実弟にあたり、農業に従事しておりません。

申請地は〇〇町にあります〇〇〇〇より〇〇〇〇方面へ約 200mに位置し, 東側は道路, 西側と南側は譲渡人の畑で, 北側は水路です。

申請地は以前から耕作放棄地ではありましたけれども,草刈等を実施してきれいに整地されておりました。

取得後は甘しょ畑として営農を行う計画であり、なんら問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第4号, 農地法第3条許可申請の, 整理番号5号から7号については, 報

告のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で,所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号13号

整理番号 13 号の申請地は○○町○○番,畑,129 ㎡です。

譲受人は○○○○会社代表取締役○○○○さん、水産物加工販売外です。

譲渡人は○○○○さん、会社役員です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「申請地近くに、鰹節工場を持っており、社員の通勤用駐車場に利用したい。」とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。

申請場所は5-20-13になります。

申請人所有の〇〇〇〇工場より南側約 79m及び危険物屋外タンク貯蔵所より 西側〇〇川向かいに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m 以内に位置する孤立した農地で 「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、普通自動車5台分の駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ない ものと考えます。

計画面積は129㎡で問題のないものと思われます。

駐車場への転用にあたり、北側境界にはブロック塀を設置し周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置するとのことです。

雨水については自然流下及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

申請地の北側及び東側は水路、南側は道、西側は宅地です。

そのほか被害防除計画,資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号14号

整理番号 14 号の申請地は〇〇町〇〇番〇,畑,566 m²です。

譲受人は株式会社○○代表取締役○○○○さん、石油業の販売事業外です。

譲渡人は○○○○さん、会社役員です。

転用目的は倉庫です。

申請事由は、「申請地近くに石油タンクと灯油タンクを設置しており、これより配達するローリー車の車庫及び空のドラム缶を置くため。」とのことです。

申請地は13ページに掲載してあります。

申請場所は5-20-14になります。

危険物屋外タンク貯蔵所より南側約 180m及び○○太陽光発電施設西側道路 向いに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m 以内に位置する孤立した農地で 「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地がみつからずにやむ得ず申請地を倉庫建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は倉庫で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は566 mで問題のないものと思われます。

申請地の北側及び東側は道, 西側は畑及び宅地, 南側は宅地です。

倉庫転用にあたり、造成については約50cm切土をおこない、道路と同じ高さとして利用する計画です。

農地境界にブロック塀を施し,周辺土地へ土砂雨水等が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び東側側溝へ放流により処理する計画です。

建物は、高さ5.7mの鉄骨造スレート葺平屋であり、隣地境界から3m程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないように計画します。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号13号及び14号を、中村委員にお願いします。

2番(中村委員)日程第5号, 農地法第5条許可申請の整理番号13号について報告いたします。

3月24日,禰占委員,事務局の駒水係長,前原さんと現地調査を行いました。整理番号13号の申請地は〇〇町北側に位置する小集団の農地であります。申請地東側の市道沿いは、住宅の建設された土地が多く見受けられました。転用目的は駐車場であります。

申請地の北側及び東側は牧園川に面しておりまして,西側は住宅,南側は市道に面しております。

工作物を設置しないため、日照通風等支障を及ぼす恐れはありませんが、整地の際は〇〇川堤防境界の確認や、ブロック塀を設置し、土砂雨水が流出しないように措置するなど防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして整理番号14号について報告いたします。

整理番号 14 号の申請地は、○○町西側に位置する小集団の農地です。 転用目的は倉庫です。 申請地の東側及び北側は市道、西側は畑、南側は住宅であります。

農地境界はブロック塀を設置し、土砂雨水が流出しないように措置するということであります。

建物は高さ 5.7mの平屋でありますが、隣地境界から 3m程度控えて建設し、 日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、雨水排水は東側の側溝へ排水するとのことでありました。 防除計画等も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。 以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第5号,農地法第5条許可申請の,整理番号13号及び14号については,報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号,農用地利用集積計画の調整についてを,議題といたします。 まず,農用地利用集積計画の調整のうち,利用権設定の整理番号39号の1から58号の4まで,及び利用権移転並びに所有権移転について,事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は15ページからになります。

大字,字,地番,地目,面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 39 の 1 号から 58 の 4 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 19 名,利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 69 名で設定面積は田が 2 筆で 861 ㎡,畑が 104 筆で 94,921 ㎡,樹園地が 14 筆で 11,781 ㎡でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に利用権移転でございます。議案書は18ページになります。

整理番号1号の利用権移転を受ける者〇〇〇〇さん,利用権移転をする者〇〇〇〇さん,土地所有者は〇〇〇〇さんでございます。移転面積は田が1筆で430㎡でございます。

次に所有権移転でございます。議案書は19ページになります。

大字,字,地番,地目,面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号2号,譲渡人は〇〇町〇〇番地にお住いの〇〇〇〇さん,譲受人は〇〇町〇〇番地にお住いの,〇〇〇〇さんで,経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で847㎡,価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号,農用地利用集積計画の調整のうち,利用権設定の整理番号39号の1から58号の4まで,及び利用権移転並びに所有権移転については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号のうち、利用権設定の整理番号39号の1から58号の4まで、及び利用権移転並びに所有権移転については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第21号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、4月20日を目途に要請してまいります。

次に日程第7号,平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (又は案)についてを、議題といたします。

それでは、提案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号,議案第22号,農業委員会の適正な事務実施について平成26年 度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(又は案)についてご説明申し上 げます。

議案書は20ページからになります。

農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みとしましては,法令事務に関する点検がございます。1の総会等の開催及び議事録の作製の中に,(1)総会等の開催日・公開である旨の周知状況,(2)総会等の議事録の作製,(3)議事録の内容が詳細なものを作製しているか,(4)議事録の公表についての点検がございますが,すべてアの適正な事務処理がされていました。

21ページの2の事務に関する点検,(1)農地法第3条に基づく許可事務につきましては,1年間の処理件数は33件でございました。詳細につきましては下の表のとおりでございます。

(2)の農地転用に関する事務これは意見を付して知事へ送付する分でございます。1年間の処理件数は51件で具体的な内容は下の表のとおりでございます。

22ページの(3)農業生産法人からの報告への対応につきましては、管内の農業

生産法人は18法人ですが、1法人から報告書が未提出でした。

(4)の情報の提供等につきましては、下の表に記載のとおりでございます。

点検項目の賃借料情報の調査・提供の具体的な内容としましては、調査対象賃借件数377件,公表時期は平成27年3月,情報の提供方法は、市のホームページに掲載、広報誌へのチラシ折り込みを実施しております。

農地の権利移動等の状況把握,調査対象件数は1,419件,取りまとめ時期は平成27年3月,情報提供は実施していません。

農地基本台帳の整備,整備対象農地面積 2220.77ha,整備方法は権利移動の入力,利用状況調査の入力をおこなっています。

23 ページの(5)地域の農業者等からの意見等につきましては、毎年4月に目標達成に向けた活動の点検・評価と目標達成に向けた活動計画について市のホームページに掲載し意見を募集していますが、平成26年は意見はございませんでした。

24 ページの大きな 2 の法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価の,1 現状及び課題としまして,管内農地面積 2220.77ha,そのうち遊休農地面積は 125.8ha で全体の 5.66%でございます。課題は下記とおりでございまます。

2の平成26年度の目標及び実績につきましては目標面積8.19haに対しまして、27.3haと、333%の達成率でございました。

3,2の目標達成に向けた活動につきましては、9月 \sim 10月に農地の利用状況 調査を実施しています。調査員数は40人、調査結果のとりまとめは11月から 12月に行いました。活動実績は下記のとおりでございます。

25 ページの大きな3の促進事務等に関する評価の1の認定農業者等担い手育成及び確保の(1)現状及び課題につきましては, 枕崎市の農家数は2010年の農業センサスによりますと1,010戸, そのうち主業農家数は334戸, 農業生産法人は18法人となっています。

- (2)26年度の目標及び実績としましては,目標数7に対しまして4で57%の達成率でございました。
- (3)の目標達成に向けた活動としましては、利用権設定や農地の売買をするとき認定農業者へなることでいろいろなメリットがあることなどを説明し拡大を図りました。

26 ページの 2 の担い手への農地の利用集積についてでございますが, (1) の現 状及び課題としまして, 農地面積 2222. 5ha に対しまして, 集積面積は 563. 8ha で集積率は 25. 37% でございます。

- (2) の平成 26 年度の目標面積 15ha に対し、1. 4ha と達成率 9%でございました。
- (3)の目標達成のための活動につきましては、利用権を設定せずに耕作している認定農業者に対して利用権を設定することのメリット等を説明し、設定を促しました。

27ページの3の違反転用への適正な対応につきましては、指導を実施しています。

違反転用が発生しないように農地利用状況調査や,地域の農業委員さんの農地 パトロールなどにより違反転用を未然に防ぐ活動を実施しました。

以上で業委員会の適正な事務実施について平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(又は案)についての説明を終わります。

- 議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
- 12番(瀬戸口委員)24ページの大きな2番の遊休農地に関する調査報告でありますが、 ここに遊休農地の割合を5.66%と示してありますが、前回農地パトロールの結果 の報告を受けた報告書によれば、再生可能な遊休農地Aと再生困難な遊休農地B 合わせて27,206aの遊休農地がありますよということで、報告を受けてるんです が、今回の場合は再生困難な農地Bは含まないで、遊休農地を表してありますが、 その理由はなんですか。
- 事務局 この報告関係というのが平成 21 年から始まってるんですけれども, その中で 赤判定についてはこの数に含まないというその方式によって出してるところで ございます。
- 12番(瀬戸口委員) そういうことであればですが、実態の遊休農地というのはその倍はあるわけですから、これ見た場合もわっぜこの少ないという感じを受けるところであります。

それと、この課題の文章のところにですね、遊休農地発生の原因はいろいろであるが、田んぼについては1筆あたりの面積が小さいので機械が入れない、あと樹園地については高齢化による離農、後継者不足と書いてありますが、これは樹園地に限らず田んぼについても同じようなことが言われますので、それを含めた文章表現がいいんじゃないかなと思っているところです。

事務局 この田んぼについては面積が小さくという特徴的なところを現している意味 で書いているところでございますけれども、高齢化により離農、それが遊休農地 につながるとかっていう関係について、高齢者関係は全部含んでいると思うんで すけども、特徴的なところを田については表記してるところでございます。

必要性があれば、文章としてまとめたとして全部にかぶせるような表現の仕方 に変更しても差し支えないかとは思います。

- 12番(瀬戸口委員) それと2番目の遊休農地の解消が27.3ha ありましたということですが、こんなに大きく解消された理由はなんですか。
- 事務局 個人からの問い合わせによって、草払いの依頼とかが入ってるんですけれど も、そういう面積も含めての数でございまして、件数的にはかなりの件数が夏場 あたりになりますと問い合わせとしてきまして、その指導による数が大きな面積 を占めてるところでございます。
- 12番(瀬戸口委員)それともう一点なんですけど、この 26ページと 27ページに、まず 26ページなんですが、(1)の現状及び課題のところの現状が平成 26年の1月

現在となってますけど、古いデータみたいな気がするんですけど、27年1月の間違いじゃなかどかいと思わんでもなかとですが、26年なんですか。

事務局 26年の1月現在の状況で間違いありません。

12番(瀬戸口委員)以上です。

7番(禰占委員)22ページ,農業生産法人からの報告ということで,農業生産法人の 督促しないで出した法人が2法人,督促をしてそれから出した法人が16,残り がまだ出してないっていう。

これ報告内容というのはどのような内容になってるんですか。

事務局 毎年ですね,法人の事業年度が終わる度に生産額,就労の人数とかですね, そういったのを報告するようになっております。

その分の毎年報告する分の 26 年の結果でございまして,よろしいでしょうか。 7番(禰占委員)報告事項ということだけど,いろいろな補助金,いろんな特典がある わけでしょ。

そういった場合にこの報告を出さなかった場合は影響はあるの。

- 事務局 その農政課の事業関係の絡みでというようなことになるんだろうと思いますけれども、農業委員会に関しましては指導ということで督促とか出しながら報告を出すように指導するっていう業務があるということで、実際その報告書を出さなかったから対象外になるのかどうかというのは、その時点での判断になるかと思いますので、明確なことは回答できないんですけれども、提出とかっていうことは催促はされるかと思います。
- 7番(禰占委員)簡単に言えば約1割が督促なしで出してあとは全部9割が督促を受けてるってことですか。異常ですよね。

対策は必要ではないかと私は思ってます。

12番(瀬戸口委員) 先ほど24ページで遊休農地の割合の件で質問したんですが,28ページの法令事務の同じく現状及び課題のところの,

事務局 すいません, 28ページですか。

12番(瀬戸口委員)はい。

事務局 まだ28ページについては入ってませんので。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号,平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(又は案)については、説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、説明のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第8号, 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(又は案)についてを, 議題といたします。

それでは、提案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号議案第23号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(又は案)についてご説明申し上げます。28ページからになります。

1の法令事務(遊休農地に関する措置)の1の現状及び課題につきましては、現状は26年度の評価・点検で説明したとおりですので省かせて頂きたいと思います。課題はその表に示してある通りでございますが、今後は離農者の農地を担い手等に集積し遊休化を阻止すること、基盤整備地区の遊休地の中でも比較的条件の良い農地の再生、利用権設定を図ること、Uターン者等の新規就農希望者への紹介等を推進していきます。

2の平成27年度の目標案及び活動計画案につきましては、遊休農地の解消目標面積7.85haで、農用地区域内の遊休農地78.5haの10%を設定しました。

以下活動計画は平成26年の実績と同じでございます。

29 ページの大きな 2 の促進事務の 1 認定農業者等担い手の育成及び確保につきましては,現状は平成 26 年の実績で報告した通りでございます。課題としましては農業従事者の後継者不足に歯止めをかけるため,認定農業者及び再認定者に対する指導・支援体制について関係課と再検討し協議していく計画です。

平成27年度の目標及び活動計画案につきましては昨年と同じですので,説明は省略させていただきます。

30ページ2の担い手への農地の利用集積につきましては、意向調査を実施し中間管理機構とも連携していきます。またこれまでと同様農業経営基盤強化促進法によるメリット等を説明し、利用権設定の締結を進めるなど集積化を進めて行く考えでございます。

31ページ3の違反転用への適正な対応では、違反転用0をめざし年1回の農地利用状況調査や農地パトロールを強化し違反転用防止に努める計画でございます。

以上でございます。

- 議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
- 12番(瀬戸口委員) 先ほどの説明を24ページでしていただきました件について,28ページの法令事務の1番の現状及び課題の中の管内の農地面積,遊休農地面積, 割合を記載してありますが,ここで書かれている遊休農地面積というのは,再生可能な遊休農地と再生困難な遊休農地を合わせた数字じゃないんですか。
- 事務局 管内面積に対しまして遊休農地面積の272.06はAとBの両方あわした面積で 記載をしております。
- 12番(瀬戸口委員) そうであれば、さきほど説明をしていただきました、遊休農地の 割合の説明と今の計画に組んでいる説明とは異なる説明ではないかと思うんで すが。

であれば、私とすれば 28 ページの数字は先ほど承認をいただきましたとおりの説明であるとすれば、遊休農地の面積につきましては 12,583 a がここに掲示すべき数字じゃないかと思うんですが、どんなもんなんですか。

事務局 割合につきましても 5.66%で訂正お願いします。

- 7番(禰占委員) そうしたら2番目の目標活動計画案か,ここの数字は関係してこない の。
- 事務局 ここにつきましての算定方法は、農用地区域内の面積の 10%を算定してます ので、このままでいいと思います。
- 8番(城森委員) この 26 年の 12 月と 27 年の 3 月ですよ, 4 ヶ月ですか, この農地面積もまったく変更はないんですか。

例えば、いろんな農地利用の遊休農地を調査して、A判定にしたりしてやってますよね、これの変更は無いんですか。

事務局 26年の調査を元に集約して、12月に集約をしたわけなんですけれども、その 数字がそのまま集約面積が3月の報告の中にも27年度の目標の中にもそのまま 移行してるということでございます。

その間の移動関係につきましては、1年間の移動関係っていうのを農地利用調査で見ているわけなので、数字が一緒になるということになります。

8番(城森委員) それとあの認定農業者は減ってるんですか。

事務局 はい減ってますね。

去年が205だったですかね、だったのが185とかいう数字になってます。

議長 よろしいでしょうか。

8番(城森委員) この中でも農家数は一緒なんですよね。26年の1月現在と,27年の3月現在,1年以下ですか。

そしたら農家数も減ってるんじゃないですか。認定農家がへれば。

事務局 農家数につきましては、農林漁業センサスの数字で5年に1回の調査ですかね、その数字を使ってるところです。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

一部修正を先ほど入れましたのでご了承願います。

日程第8号,平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(又は案)については,説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、説明のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第9号,農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の必

要性についてを、議題といたします。

事務局 日程第9号議案第24号の農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び 設定の必要性についてご説明申し上げます。

農地法3条に基づく,許可要件の一つである下限面積を検討するものであります。

提案理由の内容について補足説明いたします。

農地法第3条第2号第5項において,農地の権利を取得する際の下限面積について,北海道では2ha,その他の都府県では50aと定められており,農業委員会が,農林水産省令で定める基準に従い,市町村の区域の全部又は一部について,これらの面積の範囲内で別段の面積を定め,農林水産省令で定めるところにより,これを公示したときは,その面積を下限面積として設定できることとなっています。また,農業委員会は,毎年,下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっています。

まず,はじめに農地法施行規則第17条第2項第1号の適用について説明いたします。

設定する区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はaとし、その面積は10a以上であること。

農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内において、設定面積以下の農家戸数が総農家戸数の100分の40をくだらないように算定されるものであること。

となっています。

本市においては、2005年農林業センサスの経営面積別農家戸数の結果をもとに、平成20年3月1日に40aから30aへの引き下げを行っております。

また,平成21年12月15日の改正農地法施行時においても,農業経営環境について大規模な変化は見られないとし,改正法施行前と同じ30aと設定しました。

今回においても2010年に実施された農林業センサスの経営面積別農家戸数を 算出に用いており、それによりますと、本市における総農家戸数は1010戸、経営 面積30 a 未満の農家戸数は490戸で全体の48.5%であり、農業経営環境について 大規模な変化は見られないとし、現行の30 a について修正の必要はないものと 提案いたします。

経営面積別の内訳については議案書のとおり,20 a から30 a が181 戸,10 a から20 a が296 戸,10 a 未満が4戸,経営耕地なしの農家が9戸となっています。 続きまして,農地法施行規則第17条第2項第2号の適用について説明いたします。

設定区域内に耕作されていない農地が相当程度存在し、かつ、新規に就農する 者が増えることにより当該区域及びその周辺の農業上の効率的かつ総合的な利 用の確保に支障を及ぼす恐れがない場合において、農地保有の利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積を定めることができる。とあります。

本市における要解消地面積の推移ですが, 平成 26 年度の管内農地面積に占める要解消地(再生可能地)面積は, 5.67%と平成 21 年度の調査開始以降最少となっております。

今後大幅に要解消地 (再生可能地) が増加すると考えられないことから別段の 面積の設定は必要ないものと提案いたします。

以上,補足説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第9号,農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の必要性については原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお,この後しばらく休憩ののち,全員協議会を開催します。

午後4時00分閉会